

消防計画作成ガイドライン

目 次

◎ 検討の経緯

◎ 本ガイドラインの位置付けについて

1. ガイドライン作成の目的
2. ガイドラインの対象となる災害
3. ガイドラインの対象となる防火対象物
4. 事業継続・地域防災との関係
5. 運用上の留意事項
6. 今後の検討課題

◎ 消防計画作成ガイドライン

I. 消防計画の位置付け

1. 消防計画とは
2. 消防計画に係る手続き等
3. 消防計画に定めるべき事項等
4. 災害想定に基づいた消防計画の作成

II. 具体的な消防計画の構成

1. 総則的事項

- (1) 計画の目的等（目的、適用範囲、管理権原、PDCA）
- (2) 防火管理者等（防火管理者、権限、業務、組織、防災管理者）

2. 予防的事項

- (1) 共通的事項（予防活動体制、チェック体制、記録、休日夜間対応等）
- (2) 火災に特有の内容（火気管理、危険物管理、構造管理）
- (3) 地震に特有の内容（耐震診断、転倒防止、地域防災計画との調整等）

3. 応急対策的事項

- (1) 共通的事項（自衛消防組織の編成、運用体制、装備、指揮命令体系）
- (2) 火災に特有の内容（発見、通報連絡、初期消火、避難誘導、安全防護等）
- (3) 地震に特有の内容（被害確認、初期対応、避難誘導等）
- (4) その他の災害についての対応

4. 教育訓練

- (1) 従業者等の教育（管理権原者、防火管理者、自衛消防組織の構成員の教育等）
- (2) 訓練の実施（実施時期、実施手順、訓練内容等）

◎ 別冊

- 1 大規模地震による被害の基本的な想定手法について
- 2 災害想定に基づく自衛消防体制の整備に関する考え方について
- 3 自衛消防組織の編成について
- 4 個別事項の解説

◎ 検討の経緯

近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

しかしながら、事業所における防災計画の作成や訓練の実施等は、現状において行われていないか、内容が不十分なところが多い。

震災時には、火災と異なる対応が必要となるとともに、当該地域で同時多発的に火災や倒壊建物からの救出事案が発生すると考えられることから、事業所における自助体制の確立が急務となっている。

また、防火対象物の大規模・高層化等の高度利用が急激に進展しており、多数が利用する大規模・高層化された防火対象物が増加している。このような防火対象物では、災害時における消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護について、より高度・複雑な対応が必要となり、適切な対策が施されていない場合の消防防災上のリスクは極めて大きいと考えられるが、事業所の組織体制や活動計画にはなお未整備の部分が多い。

このため、「予防行政のあり方に関する検討会」において調査・検討が行われるとともに、その内容を踏まえ、消防審議会において審議が行われ、その結果、「大規模地震に対応した自衛消防力の確保」として、多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の防火対象物について、消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、大規模地震等に対応した自衛消防力を確保するため、大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けるよう、消防法及び同法に基づく政省令等を改正する旨の消防審議会の答申が平成19年2月に行われた。

この答申を踏まえ、消防法の一部を改正する法律案が第166回通常国会に提出され、同年6月に成立・公布されたところである。

消防審議会答申においては、「事業所における消防計画の作成を支援するとともに、消防機関における当該事務の適切な運用を図るため、(略)地震特有の対応事項を中心として、消防庁においてガイドラインの作成や情報提供等を行うことが必要である。」との提言がなされている。また、消防法の一部を改正する法律案に対し、平成19年4月24日の参議院総務委員会及び同年6月14日の衆議院総務委員会において、「事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと」との附帯決議がなされている。

以上のことから、「予防行政のあり方に関する検討会」に「消防計画作成ガイドライン等検討WG」を設けて検討を行ってきたところであり、その結果としてとりまとめを行ったものである。

消防計画作成ガイドライン等検討WG部会員等名簿（順不同、敬称略）

<部会長>

寺本 隆 幸 東京理科大学工学部第二部建築学科教授

<部会員>

山田 常 圭 消防庁消防大学校消防研究センター研究企画部長

眞保 徳 義 全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長

大甕 聡 社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事

今井 成 价 日本百貨店協会常務理事

満野 順一郎 社団法人日本ホテル協会事務局長

村上 信 乃 社団法人日本病院会

碓氷 辰 男 社団法人日本ビルディング協会連合会

細 渕 功 全国地下街連合会

森 北 学 社団法人全国警備業協会

佐藤 寿 高 千葉県消防局予防部参事兼予防課長

日下田 稔 東京消防庁予防部防火管理課長

今井 常 弘 大阪市消防局予防部予防担当課長

長澤 良 治 財団法人日本消防設備安全センター業務部長

瀬戸 寛 喜 財団法人消防科学総合センター特命担当研究員

<オブザーバー>

大川 稔 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付参事官補佐

南 衛 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山対策担当）付参事官補佐

松野 秀 生 国土交通省住宅局建築指導課課長補佐

土井 恵 治 気象庁総務部企画課防災企画調整官

斎藤 誠 気象庁地震火山部管理課即時地震情報調整官

第1回WG 平成19年4月17日

第2回WG 平成19年5月18日

第3回WG 平成19年6月18日

第4回WG 平成19年8月10日

第5回WG 平成19年9月19日

◎ 本ガイドラインの位置付けについて

1. ガイドライン作成の目的

本ガイドラインは、改正消防法に基づき、大規模地震災害等に対応した消防計画を作成するに当たっての手引きとしてとりまとめたものである。すなわち、地震災害等に対応した計画事項及び自衛消防組織の整備に係る共通的な内容を中心に記述している。また、このガイドラインに沿って計画を作成することにより、防火対象物全体で、その特徴に応じた実効性のある計画・体制が構築されるよう、作成手順や基本構成、地震等の災害対応上のポイント等をまとめたものである。本ガイドラインでは、一律に形式を示すものではなく、管理権原者のもとで、消防計画を主体的に作成するプロセス自体が、実効的な体制構築に資するものであることに主眼を置いている。

なお、事業形態の違いに応じて着目する危険性や求められる対応等に差異があるため、本ガイドラインを踏まえ、主要な事業形態毎に消防計画作成上の留意事項を追加していくことが望まれる。

2. ガイドラインの対象となる災害

消防法においては、従来から、消防法第8条により、火災の予防及びその被害の軽減のため、消防計画を定めこれに基づき防火管理上必要な業務を実施することとされている。

改正消防法第36条により、火災以外の災害で政令で定めるものについて、その被害の軽減のため特に必要のある建築物に上記規定が準用されることとなったが、これに基づき防災管理上必要な業務を実施する必要がある災害としては、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性の指摘が法改正の契機となったことから、まず大規模地震災害への対応が必要である。

大規模事故災害等のその他の災害についても、大規模・高層の防火対象物においては、在館者の迅速かつ円滑な避難には火災、地震等の災害の種類を問わず取り組むべきと考えられるため、対象とするべきである。

3. ガイドラインの対象となる防火対象物

本ガイドラインの対象とする防火対象物（※）は、多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物など消防防災上のリスクの大きい防火対象物である。これらの防火対象物においては、群集心理によりパニックが生じやすいこと、避難時の移動距離が非常に長くなること、地上とのアクセスが構造上大きく制限されること等から、適切な対策が施されていない場合の消防防災上のリスクは極めて大きく、社会公共への責任の観点から一定の措置を講じることが求められる。また、その

応急活動は高度・複雑なものとなるため、防火対象物全体の状況に応じた組織的対応が不可欠である。

この「多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物」としては、以下の「用途」「規模等」の要件を満たすものとする。

【用途】

百貨店、旅館・ホテル、病院、学校、オフィスビル、地下街等（共同住宅、倉庫等は除く）

【規模等】

- ①延べ面積 5 万㎡以上
- ②階数 5 以上かつ延べ面積 2 万㎡以上
- ③階数 11 以上かつ延べ面積 1 万㎡以上
- ④地下街で延べ面積 1 千㎡以上

※ これらの防火対象物においては、大規模、高層、その他消防防災上のリスクが大きく、全体の状況把握や応急活動が困難となるものであることから、従来から防災センターにおいて総合操作盤等を中心に一元的な消防防災システムの構築が図られてきたところ。

なお、対象外となっている防火対象物の消防計画においても、大規模地震等への対応等について本ガイドラインを参考とすることが望ましいと考えられる。この場合においては規模や用途の違い等から生じる対応の差異に留意して計画の検討を行うことが必要である。

(※) 法第 8 条の 2 の 5 により、自衛消防組織の設置が義務付けられる防火対象物であり、かつ、法第 36 条により火災以外の災害対応が義務付けられる建築物その他の工作物をいう。以下同じ。

4. 事業継続・地域防災との関係

(1) 事業継続との関係

防災基本計画においては、企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めることとされているところである。

消防計画に基づき行われる防火・防災管理業務は、人命安全の確保や二次被害の防止の点で、企業の重要な事業の継続という観点においてもその基盤として重視すべきものとされている。このため、BCPを作成している場合には、両者が円滑に計画・実施され、特に緊急時に実際の活動現場において消防計画に基づく応急対策が的確に講じられるよう、意思決定プロセスや指揮管理体制の構築、計画・マニュアルの作成、訓練の実施が必要である。この場合、適切なトップのマネジメントが求められる。

また、消防計画及びBCP作成上の災害想定等の検討についても、相互に活用を図ることが効率的である。

(2) 地域防災との関係

大規模地震等に対応した消防計画は、当該地域の地域防災計画等との整合性を確保することが必要である。また、防火対象物において整備されている自衛消防組織や資機材等を活用するとともに、消防団や自主防災組織等との連携を強化し、地域の消防防災力の一層の充実を図ることが推奨される。こうした地域貢献を行うに当たっては、当該防火対象物における応急対応を行う体制が確保されていることが前提であり、このためには、被災状況の把握、応急対応に要する人的・物的資源等の特定、意思決定方法等のプロセスを明確化して消防計画に定めておくことが必要である。

5. 運用上の留意事項

今回消防計画に新しく盛り込まれることとなる大規模地震等への対応及び自衛消防組織の設置等の取組みが円滑に進められるためには、作成主体である防火対象物側、届け出を受ける消防機関側双方に対する技術的な支援が必要であり、本ガイドラインの活用と併せて、防火・防災管理者等に対する講習や消防機関の予防要員への教育内容の充実、わかりやすいチェックリストや関連情報（基礎データ、作成ノウハウ、先進的取組み事例等）の提供が必要である。

6. 今後の検討課題

本ガイドラインの内容については、現状で得られている知見に基づき検討を行ったものであるが、今後においても、災害想定手法や災害発生時の適切な対応行動の詳細及びその訓練手法、消防計画の内容の検証及び見直し手法等について調査検討を行い、引き続きガイドラインの充実強化を図るとともに、その普及を図る必要がある。

◎消防計画作成ガイドライン

I. 消防計画の概要

1. 消防計画とは

消防法においては、防火対象物における人的な面での予防体制の基本をなすものとして、防火・防災管理制度が設けられている。これは、火災・災害の発生を防止し、被害を軽減するために、必要最小限度の義務を防火対象物の所有者・管理者・占有者等に課しているものである。

防火・防災管理制度においては、管理について権原を有する者（管理権原者）、すなわち防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者（一般には防火対象物の所有者、管理者、占有者が該当する）が、一定の資格を有する防火・防災管理者を選任して、管理権原者の指示のもとに消防計画を作成し、防火・防災管理上必要な業務を行わせることとしている（法第8条及び法第36条。防災管理者の選任が義務付けられた建築物等では防災管理者が防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行うこととされている。）。

また、必要とされる防火・防災管理業務の内容は、防火対象物毎に異なるため、画一的な法令基準に基づいて行わせることはせず、個々の防火対象物ごとの防火・防災上の危険要因に応じて作成した消防計画に基づいて実施することが必要である。これは、物的な安全対策（消防用設備等など）については具体の措置内容が技術基準で確保されているのと対照的である。

このように、消防計画は、当該防火対象物における防火・防災管理の基本方針として位置付けられるものである。

2. 消防計画に係る手続き等

(1) 使用開始前における届出

管理権原者は、防火対象物の使用開始前に、防火・防災管理者を選任し、遅滞なくその旨を所轄消防機関に届け出ることとされている。

また、防火・防災管理者は、管理権原者の指示を受けて、防火対象物の使用開始前に、消防計画を作成し、その旨を所轄消防機関に届け出ることとなる。

なお、これらの届出は、使用開始後における防火・防災管理者の変更、消防計画の変更の際にも必要となる。防火対象物においては、権原変更の際の手続きや定期的な把握、計画の見直し等について規程類を整備しておくことが重要である。

(2) 使用開始後の点検報告

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対しては、火災の予防・災害の被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者・防災管理点検資格者）に、防火・防災管理上必要な業務等について定期点検を義務付け、その結果を消防機関に報告させ、これにより管理権原者による

防火対象物の管理業務の消防法令への適合を確保することとしている(法第8条の2の2、法第36条)。

この点検は1年に1回行う必要があり、この結果点検対象事項が点検基準に適合している場合に表示(点検表示)を行うことができる。また、一定期間(3年間)以上継続して消防法令の基準に適合している防火対象物については、一定期間(3年間)定期点検報告義務が免除される認定を受けることができるほか、その認定を受けた表示(認定表示)を行うことができる。

(3) 消防機関の役割

消防機関は、消防計画の作成にあたって指導助言を行い、防火・防災管理業務が法令又は届出を受けた消防計画に適合しているものであるかどうかを立入検査等により確認し、当該業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるよう措置命令等を行うことができることとなっている。

3. 消防計画に定める内容

消防計画は、防火・防災管理の基本方針であり、応急活動上の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱いに関する監督、避難・防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理など、防火・防災管理業務を行う上で必要な事項を定めるものである。

(1) 防火・防災管理業務の内容

消防計画においては、火災・大規模地震等の予防・被害の軽減を図るために必要な業務について定めることとされている。

これらの事項については、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、社会通念上要求される安全性が一定のレベルで確保されることを目標として、人命の確保や二次災害の防止が十分図られるよう、計画内容を定めることが必要である。

また、市町村条例等により地域特性に応じた防火・防災管理業務の実施が求められている場合にはそれを満足するように消防計画を作成することが必要である。

(2) 消防計画の作成単位

消防計画は管理権原の及ぶ範囲について作成することが必要である。この場合において、一つの防火対象物はその管理について複数の権原に分かれている場合には、個々の管理権原者単位(すなわち選任された防火・防災管理者単位)で消防計画を作成し防火・防災管理業務を実施するとともに、協議して防火対象物全体にわたる共同の消防計画を定めることが必要である。

一方、管理権原者が同じ複数の防火対象物が同一敷地内にある場合には、消防計画は敷地単位で作成することとされている。

本ガイドラインの対象となるような大規模・高層の防火対象物においては、当

該建築物等を含め、関係のある防火対象物全体において防火・防災管理上必要な業務が適切に行われるよう、それぞれの管理権原の範囲や役割分担を明確にし、共通の認識に基づいて個々の消防計画及び共同の消防計画を作成することが特に重要である。また、火災等の災害の発生時において、初期消火、避難誘導等の応急活動を行う自衛消防組織についても、本部となる防災センターと各地区隊が一体となった活動体制を構築することが必要である。

(3) 時間的な対応範囲

消防計画に基づく防火・防災管理業務は、平常時の予防的措置と災害時の応急的措置に大別することができる。いずれについても、人命安全の確保や二次災害の防止等の観点で行われるものであることから、災害発生時の応急対策を実施する時間的範囲としては、災害発生時点から、それによる生命・身体・財産の被害の軽減のために行う活動を実施し、それが全て終了する時点（つまりこれ以上被害が拡大するおそれなくなる時点）までとなる。

4. 災害想定に基づいた消防計画の作成

個々の防火対象物の状況に応じ社会通念上要求される防火・防災管理業務の実施を確保するためには、当該防火対象物における危険性を客観的に把握し、これに的確に対応することの出来る体制を整備することが必要となる。この社会通念上の要求レベルに相応するものとして、本ガイドラインの対象となる防火対象物においては、必要となる防火・防災管理業務を検討する上で考慮すべき危険性を包含するものとして、一定の規模の地震の発生を想定し、これに伴う被害態様をあらかじめ評価することによって、これに対する人命安全の確保や二次災害防止のために必要な活動内容を整理の上、これらに対処するための組織、人員、物資、資機材、活動要領等が確保されるように消防計画を作成することが必要である。これにより、地震以外の火災等の災害についても相応した対応を行うことが可能と考えられる。

消防計画の作成上想定すべき地震の規模としては、当該防火対象物における最大規模のものを想定する必要がある。本ガイドラインにおいては、共通的に少なくともおおむね震度6強程度の地震は考慮することとし、さらに地域防災計画における想定地震災害の規模や、建築基準法の耐震設計の考え方における「存在期間中に遭遇する可能性がある最大級の地震規模」等も併せて考慮の上、適切な強さの地震を想定することとする。

なお、具体的な被害態様や必要な対応行動の内容等の具体的想定手法については、防火・防災管理業務の多様性や、今後の技術的な発展を促進する観点から、一律な方法に限定するのではなく、防火対象物側の自主的な取組みに委ねることが適切と考えられる。しかしながら、対策を要する被害程度を過小評価することのないよう、また想定被害に応じた対応が不適切なものでないよう、

一定の合理性が確保されている客観的な手法によることが必要である。

<消防計画作成の一般的な手順>

(1) 防火対象物の状況の調査・分析

防火対象物の利用形態、建物形態、設備等の状況を調査し、特徴等を分析する（建物設計時の基本計画等を参考にすることが効果的・効率的。）。

ー利用形態

令別表用途、事業形態、在館者の人数、空間・時間分布、特性（特定者か不特定者か、ハンディキャップの有無等）

ー建物形態

敷地配置、規模、階層、主要構造、主要区画、複数棟がある場合の接続形態

ー設備等の状況

設置されている消防用設備等、防火設備（防火戸・シャッター）、非常照明、排煙設備、非常用エレベーター、非常用進入口、その他防火防災上活用可能な設備等（監視カメラ、汎用放送設備、通信設備、非常電源等）

ー事業形態毎の特徴

ー劇場等：非常に多数の在館者、火気使用

ー百貨店等：多数の不特定の在館者、売場内の避難経路、バックヤードの存在、多数の従業員管理の困難性

ー旅館・ホテル等：夜間の対応の必要、火気使用

ー病院・社会福祉施設：多数の自力避難困難者、休日夜間対応の必要

(2) 被害態様の評価

具体的な災害の発生を想定し、その被害態様の全体像（①建物等の基本被害②建築設備等被害③避難施設等被害④消防用設備等被害⑤収容物等被害⑥ライフライン等被害 等）を評価する（大規模地震による被害の基本的な想定手法についての詳細は別冊1を参照）。

なお、建物構造や避難施設等が大きく損壊するおそれがある場合には、必要強度の確保が合理的な計画作成の前提として必要となることに留意すべきである。

(3) 防火防災安全上の目標設定

当該防火対象物における防火防災安全上の目標を設定する。基本的な目標は、まず第一に利用者の人命・身体安全の確保であり、その後は二次災害の防止となる。それら基本的な目標の達成を判断するための具体的な指標（例えば避難を完了させる時間・被害の及ぶ範囲を局限化する規模等）を検討する。防火対象物の実情や災害の態様に応じて、具体化された指標に変動が生じ得ることに留意が必要である。

(4) 対応行動の具体化

目標を達成するための対応行動の具体化（一定時間内の通報・初期対応体制、一定規模の避難誘導體制等）を行い、これを実施することが出来る体制が構築されるように、消防計画に盛りこむべき事項（体制の構築方法、具体的対応行動の実施計画の内容）を決定する（自衛消防組織の編成についての詳細は別冊2を参照）。

なお、大規模地震に対し必要となる応急対策を勘案すると、従来から対策が講じられている火災との比較において、活動項目や組織体制は共通する点が多いと考えられるものの、想定される被害の形態や影響範囲の違い等に起因して、具体の活動内容には異なる点が存することに留意が必要である。

(5) PDCAの採用

被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組み（PDCAサイクル）を消防計画に盛りこんでおくことが必要である。

II. 具体的な消防計画の構成

大規模地震等に対応した消防計画の構成の標準的な例と記載上のポイントは以下のとおりである。なお、この例は管理権原が単一の場合の消防計画及び管理権原が複数の場合の全体の消防計画について記述したものであり、管理権原が複数の場合の個々の消防計画については、以下の内容のうち当該管理権原の部分に関する内容について記載することとなる。

これらの記載上のポイントについては消防計画に盛りこむことが必要な事項だけでなく、盛りこむことが推奨される事項も含まれているが、当該推奨事項を盛りこむかどうかの選択は防火対象物の判断に委ねられているものである。

(個別事項の解説については別冊4を参照。)

※ ○印：盛込むことが必要な事項

※ ★印：盛込むことが推奨される事項

※ (従前内容)：現状の消防計画で記載されている内容を基本的に踏襲しているもの

※ (拡充)：現状の消防計画で記載されている内容を基本的に拡充するもの

※ (新規)：新たに消防計画に記載することとなる内容のもの

1. 総則的事項：計画の目的、適用範囲、管理権原

(1) 計画の目的等に関する事項

① 計画の目的・・・(従前内容) 法8、法36

○ 地震、火災、その他の災害を対象に、その災害発生の防止と被害の軽減を目的としたものであることを記載する。

② 計画の適用範囲(場所・人)・・・(従前内容) 法8、令2

○ 管理権原が分かれているかどうかに関わらず、建物全体(敷地を含む)を対象とした一体となった計画として作成し、管理権原が分かれている場合には個別の管理権原毎にもその役割・権原に応じて個別の計画を作成する。

○ 従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として計画を作成する。

③ 管理権原の範囲・・・(従前内容) 規則3③

○ 管理権原が分かれている場合、その権原・責任の範囲を明確に記載する(平常時の管理区分が明確でない場合や空間的な重複があるような場合にも防火・防災管理上の空白が生じないように防火・防災管理責任の範囲を明確化する。)

○ 指定管理者制度、不動産信託制度、PFI、SPCのような管理形態での管理責任関係について明確に記載する。

- 防火・防災管理業務の一部委託を行う場合の権原委任や管理責任関係について明確に記載する。
- 管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の計画変更手段について記載する。
- ④ PDCA（計画の見直しを着実に実施するための手順等）・・・（新規）
 - 定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な計画の見直し・改善を着実に実施するための組織、手順を明確に記載する。
 - 消防計画を定期的に検討・見直しを行うことを明確に記載する。
 - 消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。
（例）人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等
 - 消防計画の適否を確認することも目的として訓練を実施し、実施結果の検証により消防計画の必要な見直しを行うことを記載する。
 - 消防計画を見直すための組織・手順について記載する。
（例）防災管理委員会（仮称）、防災管理協議会（仮称）による検討

(2) 防火・防災管理者等に関する事項・・・（拡充）

- ① 防火・防災管理者及びその権限、業務、防火・防災管理組織・・・（拡充）法8、法36、令3、令4、規則2の2
 - 防火・防災管理者が誰であることを明確に記載する。
 - 管理権原が分かれている場合に統括防火・防災管理者との関係について明確に記載する。
 - 防火・防災管理者の委託を行っている場合にその委託関係及びその手続きを明確に記載する。
 - 防火・防災管理者に防火・防災管理業務上与えられている権限と行うべき業務を明確に記載する。
 - 防火・防災管理者を補完する組織（防火・防災管理委員会等）の構成（管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の指揮者、地区隊長等）、開催方法（時期）、審議内容について具体的に記載する。

2. 予防的事項

(1) 共通的事項

- ① 予防的活動に係る組織体制・・・（従前内容）規則3①
 - 防火担当責任者、火元責任者について、その任にあたる者、責任区分、業務内容を明確化する。
- ② チェック活動に係る組織体制・・・（従前内容）規則3①
 - 防火・防災管理者（及びその組織）による自主チェックの方法、実施計画について具体化する。

- 法第8条の2の2による防火対象物定期点検報告（法第36条による準用を含む）の対象となっている場合、その実施方法等について具体化する。
- 消防用設備等の定期点検報告の実施方法等について具体化する。
- その他防火・防災安全に係る点検等チェック体制について具体化する（連動シャッターの動作点検等）。
- ③ 記録に係る事項・・・（従前内容）法8の2の2、規則31の2
 - 防火・防災管理上必要な書類等について編冊した防火・防災管理維持台帳を作成し、整備・保管することを具体化しておく（具体的書類名、管理責任、管理場所等）。
- ④ 休日・夜間等の対応に係る事項・・・（従前内容）
 - 終日の利用状況を確認し、管理体制の空白がないようにする。
- ⑤ 工事中の安全対策に係る事項・・・（従前内容）規則3①
 - 建物の一部が工事等をしている場合の管理体制について明確化しておく（工事中の消防計画の作成等）。
- ⑥ 定員管理に係る事項・・・（従前内容）規則3①
 - 在館者の状況について常時確認し、必要に応じて制限を行うことについて、その責任主体・実施方法を明確化しておく。

(2) 火災に特有の内容

- ① 火気管理等出火防止対策・・・（従前内容）規則3①、一部火災予防条例
 - 火気使用設備の管理、喫煙制限等火気使用の制限について明確化する。
 - 臨時の火気使用に必要な手続き・安全措置等について明確化する。
- ② 危険物等の管理・・・（従前内容）
 - 危険物等の貯蔵、取扱い、種類・数量変更に必要な手続き・安全措置について明確化する。
- ③ 避難施設・防火上の構造等の管理・・・（従前内容）規則3①
 - 避難施設・防火設備等の管理についてその責任者・範囲・管理方法等について明確化する。

(3) 地震に特有の内容

- ① 建物等の耐震診断等・・・（新規）
 - 地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するための耐震診断の実施その他必要な措置を行うこと等を記載する。
 - 災害想定・目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する（想定している地震のレベルと建物強度、耐震措置等に不整合等が生じていないか）。
 - 平時において建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。

- ② 収容物等の転倒・移動・落下防止・・・(新規)
 - 収容物等の転倒・移動の防止、落下のおそれのある物品等への対応の実施について記載する。
 - 収容物等の転倒・移動の防止の実施に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する。
 - 落下のおそれのある物品等への対応に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する。
 - ③ 地域防災計画との調整・・・(新規)
 - 消防計画の作成・見直しの際の、火災に関する消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。
 - (例) 当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか計画作成時に確認し、定期に見直しを行う等
 - ④ 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保・・・(新規)
 - 地震災害時に最低限必要な物資等（自衛消防組織が使用する資機材、消耗品、食料等の物資）について、平時から確保しておくべき数量等（活動計画等から算定する）及び点検交換等がきちんと行われるようにチェック体制や更新期限等を記載する。
 - (例) 物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。
- ★ 緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

3. 応急対策的事項

(1) 共通的事項

*** 別冊3参照**

- ① 自衛消防組織の編成・・・(拡充) 規則3①
 - 自衛消防組織の編成及び人員の構成を具体的に記載する。
 - 必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力（1.(3)③による）が確保されるようにする。
 - 地震時等、活動できる人数が制約されたときの実施事項の優先度を明確に記載する。
 - 一の防火対象物に管理権原者の異なる複数の事業所が自衛消防組織を編成する場合は、全体としての自衛消防組織を組織し、その編成及び人員について記載する。

- 大きな用途区分毎（物品販売店舗と事務所等）や棟・区画の区分毎に地区隊を編成する場合は、その構成を記載する。
 - 本部隊・地区隊別に体制・任務を明確化し記載する。
 - 各班の任務内容を明確化し記載する。
 - 活動時における管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の指揮者、地区隊長の権限及び任務を明確に記載する。
 - 防災センターの位置付け、体制、指揮管理体制について明確化し記載する。
 - ② 自衛消防組織の運用体制・・・(拡充)
 - 昼夜・営業時間内外において必要な体制が確保されるように平常時の体制、非常時の対応について具体化し記載する。
 - 防災センターと自衛消防組織の構成員の情報伝達、指揮命令系統について具体化し記載する
 - 応急活動のための従業員の出勤、自宅待機、退社等に係る手順について記載する。
 - ③ 自衛消防組織の装備・・・(拡充)
 - 自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量をについて記載する。
 - 装備等の維持管理体制について明確に記載する。
(例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。
 - ④ 指揮命令体系・・・(拡充)
 - 緊急時の指揮命令体系（防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等）について記載する。
(例) 自衛消防本部は、管理権原者（又は指定された者）の判断により設置する。
自衛消防組織の指揮者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。
 - 活動を開始する時期（タイミング）を明確化し記載する。
(例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の指揮者の判断により活動を開始する。
 - 自衛消防の業務の一部を委託する場合の指揮命令系統を明確に記載する。
- (2) 火災に特有の内容**
- ① 火災発見時の措置・・・(従前内容) 規則3①
 - 火災発見時の活動要領を具体的に記載する(発見手段・手順)。
 - ② 通報連絡・・・規則3①踏襲
 - 消防機関や関係機関との通報連絡の活動要領を具体的に記載する。
 - ★ マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。
 - ③ 消火活動・・・(従前内容) 規則3①
 - 消火活動の活動要領を具体的に記載する。

- ④ 避難誘導・・・(従前内容) 規則3①
 - 避難誘導の活動要領を具体的に記載する。
 - 当該建物の特徴に応じた避難の基本方針を明確に記載する（水平避難の可否、全館避難・部分避難の選択、避難方向の選択）。
 - エレベーターの使用制限及びその管理方法等について記載する。
- ⑤ 安全防護措置・・・(従前内容) 規則3①
 - 安全防護措置（防火戸・シャッター、排煙口等の操作、危険物・漏洩ガス等の応急防護措置、活動上支障となる物件等の除去等）の活動要領を具体的に記載する。
- ⑥ 救出救護・・・(従前内容) 規則3①
 - 救出救護（逃げ遅れ者の救出、負傷者の救護等）の活動要領を具体的に記載する。
- ⑦ 消防機関への情報提供、案内・・・(従前内容) 規則3①
 - 現着する消防機関への情報提供や案内の活動要領を具体的に記載する。
 - 消防機関と自衛消防組織との指揮調整方法、消防機関指揮本部の設置場所（防災センター等）を記載する。

(3) 地震に特有の内容

- ① 発生時の初期対応・・・(新規)
 - 危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する。（緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要）。）
 - 地震発生時には身の安全を第一とし、大きな揺れがおさまった後、組織的な活動を開始することを記載する。
 - パニック防止のために冷静な行動を促す放送を防災センター等から行うこととし、地震発生時の館内放送の文例、事前の周知や訓練方法を記載する。
 - 防災センターにおいて、気象庁の地震情報、津波情報、緊急地震速報等の情報収集を行うことを記載する。
 - 一定震度以上の地震が発生した場合には、管理権原者（又は指定された者）の指示がなくても自衛消防本部を設置し、活動を開始するよう記載する。このとき、関係者の情報共有の方法についても明確にする。
 - 関係者・関係機関への連絡手段・手順を明確化する。
 - 防火対象物関係者・関係行政機関等への連絡網を作成し記載する。
 - （通報の重複を避けるため）火災発生時や要救助者発生時の消防機関への通報を誰が行うか記載する。
 - ★ 緊急地震速報を活用する場合は、その初期対応フロー等について記載する。

- ② 発生時の被害状況の確認・・・(新規)
- 建物全体の被害情報の確認手段・情報収集、情報集約手順について具体的に記載する。
(例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。
自衛消防組織の指揮者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。
自衛消防組織の指揮者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。
 - 必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する
(例) 負傷者数、閉じこめ者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等。
 - 被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法等を記載する。
(例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等
- ③ 救出救護・・・(新規)
- 落下物、転倒物や飛散ガラス等による救出救護について記載する。
 - 建物損壊等による閉じこめ救助等の資機材、活動要領等について記載する。
(例) チェーンソー等危険が伴う救助資機材は、取扱いに習熟した者が行うこと。
 - 救護場所の設置について記載する。
 - 応急救護班の行う応急手当、医療機関への搬送方法等について記載する。
- ④ エレベーター停止等への対応・・・(新規)
- エレベーターが停止した際の対応策について記載する。
(例) エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。
エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。
エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。
閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。
非常開錠キーの使用法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。
 - エレベーター会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。
- ⑤ 地震による出火への対応・・・(新規)
- 迅速な火災対応を記載する（通常火災への対応の準用）。
 - 同時多発的出火への対応方法を明確化し記載する。
(例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。
- ⑥ 避難施設・建物損壊への対応・・・(新規)
- 避難施設の損壊を想定した代替経路の選定手順等について記載する。

- 建物の損壊状況を点検し、応急措置、使用制限等について記載する。
- 消防用設備等の点検を行い、異常の有無を確認し対処するよう記載する。
 (例) スプリンクラー設備等の損壊を想定した火災時の対応方法の明確化等について記載する。
 区画損壊等に対応した応急措置（関連区画への立入禁止措置等）について記載する。
- ⑦ インフラ等の機能不全への対応・・・(新規)
 - 停電への対応（非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応）について記載する。
 - 断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。
 - 通信障害への対応（緊急連絡方法の複線化、無線手段の確保等）について記載する。
 - 交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。
- ⑧ 避難誘導・・・(新規)
 - 避難誘導の活動要領を具体的に記載する。
 - 建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか（避難する場合の方法（全館一斉、全館逐次、部分等）を含む）の判断基準を定める。
 - 防火対象物内の危険箇所をあらかじめ周知させ、具体的な避難方法を記載する。
 - 避難又は在館時の避難先又は一次待避の場所、誘導方法、誘導開始時期、誘導実施者を定める。
 (例) 一時待避場所（安全区画）指定し記載する。
 近隣区画への移動の手順を記載する。
 （自力避難困難者への対応について具体化する。）
 自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介助要員を指定し記載する。
 - 誘導時に逃げ遅れの有無をどのように確認するかを記載する。
 - 避難誘導路の事前の確保（確認）方法を記載する。
 (例) 障害物の除去、照明の確保
- ⑨ 災害復旧等の活動との調整・・・(新規)
 - 災害復旧作業に伴う二次災害発生防止の措置を記載する。
 (例) 火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除
 危険物品の安全な場所への移管

- ★ 被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。
- ★ 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。
- ★ 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する（同上）。
- ★ 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。
- ★ 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する。
- ⑩ 警戒宣言への対応・・・（従前内容）大規模地震対策特別措置法
 - 警戒宣言が出された場合の対応を記載する。
- (4) **その他の災害についての対応**
 - 大規模事故等であって、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合について、火災・地震時の避難誘導活動に準じて対応することを記載する。

4. 教育訓練

(1) 従業者等の教育

- ① 管理権原者の教育・・・（拡充）
 - 管理権原者の普段からの教育・自己啓発等について記載する。
 - 防災講演等への定期的な参加を明確化し記載する。
 - 消防訓練には必ず参加することを明確化し記載する。
 - 防火・防災管理者、自衛消防組織の指揮者等と定期的な情報交換を行うことを明確化し記載する。
- ② 防火・防災管理者等の教育・・・（拡充）規則2の3
 - 防火・防災管理者の普段からの教育・自己啓発について記載する。
 - 防火・防災管理講習・再講習の受講について記載する。
 - 防火・防災に関する講習会等に定期的に参加することを明確化し記載する。
- ③ 自衛消防組織の構成員の教育・・・（拡充）法8の2の5
 - 自衛消防組織の構成員の中核メンバーに対する講習受講について記載する。
 - 受講義務のある中核メンバーを明確化する。
 - ・ 自衛消防組織の指揮者・本部隊の各班長
 - ・ 初期活動から従事する中核メンバー（初期の駆けつけ対応、機動的な地区隊への支援等を勘案し、延べ面積1万㎡につき1人以上。）
 - 自衛消防組織の構成員の技術取得・維持のための訓練等について記載する。
 （例） 装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。
 応急手当講習に積極的に参加し、当該講習修了者名を記載する。

④ 従業員の教育・・・(拡充)

- 教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。
- 従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。
- パートタイム従業者等の教育体制について記載する。
- 防火・防災に関する啓発用資料を作成し配布することを記載する。

⑤ 従業員教育担当者への教育・・・(拡充)

- 従業員教育担当者の教育（従業員教育担当者が取得すべき専門知識やその修得手段（講習受講等））について記載する。

(2) 訓練の実施

① 訓練の実施時期等・・・(拡充) 規則3⑪

- 訓練種別（総合・部分、火災・地震等）毎に時期、回数等を記載する。

② 訓練の実施手順・・・(拡充) 規則3⑫

- 防火対象物内部への周知や所轄消防機関への連絡について具体的な手順等を記載する。

③ 訓練の内容・方法・・・(拡充)

- 訓練の実施方法を記載する。
- 訓練結果等の記録について記載する。
- 訓練規模（全体、部、想定）ごとに、時期、回数を記録する方法を明確にする。
- 訓練の検証・定量的な評価方法の導入等について記載する。

④ 訓練結果の検討・・・(拡充)

- 訓練結果を検討し、改善事項等の抽出・計画の見直し等を行うことを記載する（具体的な手順等を記載する。）。
- 訓練結果の検討組織の構成者を明確にして記載する。

参考文献

防火管理の知識	(財)全国消防協会
消防計画の作成 ー防火管理の実務ー	(財)全国消防協会
防火管理講習テキストⅠ 防火管理の基本	(財)日本防火協会
阪神・淡路大震災の記録	総務省消防庁
阪神・淡路大震災調査報告	阪神・淡路大震災調査報告編集委員会
官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	(財)建築保全センター
巨大地震による長周期地震動の予測と 既存建築物の耐震性と今後の課題	日本建築学会 東海地震等巨大災害への対応特別調査委員会
非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要 領	日本建築学会
オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する 調査研究委員会における検討結果	東京消防庁
阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書	日本建築学会建築計画委員会兵庫県南部地震調 査研究部会建築内部空間における被害WG
消防用設備等耐震性調査研究報告書	(財)日本消防設備安全センター 消防用設備等耐震性調査研究委員会
消防用設備の地震時の信頼性に関する調査・研究報告書	(社)日本損害保険協会安全技術部
阪神大震災における自家用発電設備調査報告書	(社)日本内燃力発電設備協会
地震時における出火防止対策のあり方に関する 調査検討報告書	(財)消防科学総合センター
建築物の防火対策の地震被害と火災危険性	清水建設研究報告第62号
消防計画作成マニュアルの作成に係る検討 第2次中間報告書	総務省消防庁予防課
地下街等避難等訓練マニュアル検討会報告書	総務省消防庁予防課
仙台市自主防災活動のてびき「あなたの家族をまちを守る」	仙台市消防局
職場の地震対策 ー事業所防災計画があなたを守るー	東京消防庁
地震の震度区分による応急活動の対応分けパターン	(株)損保ジャパン・リスクマネジメント
企業の地震対策と危機管理	三井住友海上グループ(株)インターリスク総研